

- 三 栄養士 一以上
- 四 調理員 一以上
- 2 前項各号に掲げる従業者(同項第一号の嘱託医を除く。)は、専ら当該指定盲ろうあ児施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができるものとする。

(指定難聴幼児通園施設の従業者の員数)

第六十二条 指定難聴幼児通園施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる施設にあっては第三号の栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては第四号の調理員を置かないことができる。

- 一 嘱託医 一以上
- 二 児童指導員、保育士、聴能訓練担当職員(聴能訓練を担当する職員をいう。以下この号において同じ。)、及び言語機能訓練担当職員(言語機能の訓練を担当する職員をいう。以下この号において同じ。)

イ 児童指導員、保育士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね障害児である幼児の数を四で除して得た数以上とする。

- ロ 児童指導員 一以上
- ハ 保育士 一以上
- 二 聴能訓練担当職員 二以上
- ホ 言語機能訓練担当職員 二以上
- 三 栄養士 一以上
- 四 調理員 一以上

2 前項各号に掲げる従業者(同項第一号の嘱託医を除く。)は、専ら指定難聴幼児通園施設に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員は、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができるものとする。

第二節 設備に関する基準

(指定盲児施設の設備)

第六十三条 指定盲児施設は、居室、講堂、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備、調理室、浴室、便所、医務室、静養室並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備を設けなければならない。ただし、三十人未満の障害児を入所させる施設にあっては、医務室及び静養室を設けなければならないことができる。

2 前項の居室の基準は次のとおりとする。

- 一 一の居室の定員は、十五人以下とすること。
- 二 障害児一人当たりの床面積は、三・三平方メートル以上とすること。
- 三 入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

3 指定盲児施設は、その階段の傾斜を緩やかにしなければならない。

4 第一項に規定する設備は、専ら当該指定盲児施設の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項に規定する設備(居室を除く。)については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができるものとする。

(指定ろうあ児施設の設備)

第六十四条 指定ろうあ児施設は、居室、講堂、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、映写に関する設備、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けなければならない。ただし、三十人未満の障害児を入所させる施設にあっては、医務室及び静養室を設けなければならないことができる。

- 2 前項の居室の基準は次のとおりとする。
- 一 一の居室の定員は、十五人以下とすること。
- 二 障害児一人当たりの床面積は、三・三平方メートル以上とすること。
- 三 入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。
- 3 第一項に規定する設備は、専ら当該指定ろうあ児施設の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項に規定する設備(居室を除く。)については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができるものとする。

(指定難聴幼児通園施設の設備)

第六十五条 指定難聴幼児通園施設は、遊戯室、観察室、医務室、聴力検査室、訓練室、相談室、調理室及び便所を設けなければならない。

2 前項に規定する設備は、専ら当該指定難聴幼児通園施設の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができるものとする。

第三節 運営に関する基準

(施設利用者負担額に係る管理)

第六十六条 指定盲ろうあ児施設は、施設給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定盲ろうあ児施設が提供する指定施設支援及び他の指定知的障害児施設等が提供する指定施設支援を受けたときは、これらの指定施設支援に係る施設利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定盲ろうあ児施設は、これらの指定施設支援の状況を確認の上、施設利用者負担額合計額を都道府県に報告するとともに、当該施設給付決定保護者及び当該他の指定施設支援を提供した指定知的障害児施設等に通知しなければならない。

2 指定難聴幼児通園施設は、施設給付決定保護者の依頼を受けて、施設給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定難聴幼児通園施設が提供する指定施設支援及び他の指定知的障害児施設等が提供する指定施設支援を受けたときは、これらの指定施設支援に係る施設利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定難聴幼児通園施設は、これらの指定施設支援の状況を確認の上、施設利用者負担額合計額を都道府県に報告するとともに、当該施設給付決定保護者及び当該他の指定施設支援を提供した指定知的障害児施設等に通知しなければならない。

(運営規程)

第六十七条 指定盲ろうあ児施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の利用及び運営の方針
- 二 施設の利用及び運営の方針
- 三 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 四 入所定員
- 五 指定施設支援の内容並びに施設給付決定保護者から受領する費用及びその額
- 六 施設の利用に当たつての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他施設の運営に関する重要事項
- 2 指定難聴幼児通園施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。
- 一 通常の事業の実施地域
- 二 前項各号に掲げる事項